

熊本市の行政手続における押印の見直し状況について

本市においては、市民の利便性の向上を目的とした行政サービスのデジタル化に向け、各種申請書等における押印の廃止及びオンライン化を推進しています。

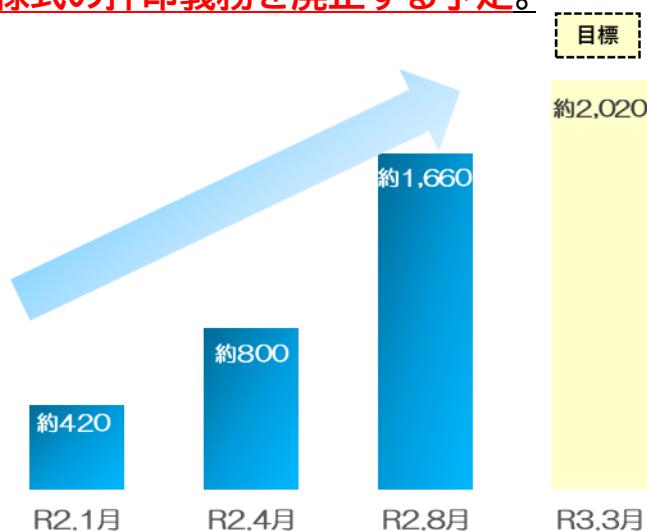
現在、[デジタル化に向けた第一段階](#)として、国や県の法令等で押印が義務付けられているもの等を除き、[市民等から市へ提出される全ての申請書等の押印について、令和2年度中に廃止に向けた見直し](#)を行います。

これまでに押印を廃止した様式

本市では、令和2年(2020年)8月1日時点で、**約1,660様式の押印義務を廃止済**であり、今年度末までには合計で**約2,020様式の押印義務を廃止する予定**。



どんな手続で
押印が不要になったの？



押印廃止様式の推移

【押印が不要となった具体例】

所得証明を取りたい

市県民税(所得・課税)証明交付申請書

国民健康保険に加入したい

国民健康保険資格異動届

保育園に入園申込みをしたい

教育・保育給支給認定申請書兼保育施設等利用申込

市立幼稚園に入園したい

入園願書

今後の押印廃止に向けた取組

本市では、今年度中に廃止できない様式についても、順次押印廃止に向けた取組を継続していきます。

【問合せ先】

熊本市総務局行政管理部 総務課

担当: 武村、西村

電話: 096-328-2092